

愚衷三策

附救民略記  
大槻玄津自筆本

重文

洋学文庫

文庫8

A 23

75  
118  
75

愚公三笑  
并跋

木

愚心古史三策  
并救民略記

大觀文庫





○

袖を用ひ平日ハ上士以上ハ何色紋附木綿  
 中士以上何色同下士以上何色同下士以下何色  
 同農高ハ何色同と定の縮と小紋と衣外  
 とあり給一三千石以下ハお賜の服あり  
 七巻物ハ一切禁ず給一但一江戸と始  
 め他國と衣外とあり給一衣好ハ軍  
 ハ羽織斗縮油と免ず給一諸士以上  
 半以上同此給一冬袴ハ番志之  
 様留下士ハ小倉九下ハ無地木綿なる給

夏袴ハ番士以上精好下士ハ麻九下ハ葛  
 と用と給一夏服ハ三千石以下ハ縮と  
 禁ト物斗一申一服名を五与り定の縮  
 と小紋と衣外ハ置くる給一

主君と在國中ハ上着斗綿服を用ひ何色  
 めんと地をたる給一但一近來の着服ハ鹿  
 品より貴賤の介あり給一是ハ後次を以て  
 上品と用ひたり一假令ハ多方國織のとの  
 極上の織方を留備ハ定の平人注文する

も金もと定め上品も織しむるをあり  
るがし京儀の者、後比も注文あるぬ格  
来の事とせぬれが江戸も穿鑿し格上  
る料の品と用らるる故に好賜の品  
いと人生涯に勿論子孫も傳く寶物を  
とあるをききし近來のどし品も不敬  
し意を生じし君威重からざるべし但し一  
年一毎又ハ敷多く賜はるものも及物  
或ハ銀子と文ハ賜ひて衣服ハ上品と

賜はりはきとあり左のどし服色も制  
度と立るぬ綿服も信つさく貴賤の分  
立りぬ故に水垂敷れず衣服の者ハ終  
よ止るる但し邦内かん三々名以下の輩より夏冬も衣をぬぎ  
と賜はるるより江戸の輩に勤の者甲  
子賜はるる  
婦人の服ハ重立りぬぬ物と免すも  
深璞品終璞品も一切禁するがし平日  
綿服と用ひ帯斗ハ絹紬と免す  
○江戸勤番の諸士先規より定め給ふ賜  
金も不足の所ハお来るより定し金也

なれするもの立録の臣あるが故あるは且と  
まあるいも理ありし似れれも在國の時ハ  
立録といふ勤務すること句備ありて遠國  
の務ハ別名のありあるが臣下の事いふる米  
ある能あり假令ハ百石するの役ハ百石  
九人分の定めといふ半する五十石と十  
人分といふに戸の諸士は月と後す  
が右ハ準し十石の上百石の役と  
勤むると百石の士十石の役と勤むる

とある米と論をす役料するの半とはる  
米よ直しとハ本國より役するの半と細む  
る右のどく定めあるは米百俵あり  
二十俵の過あり是を運賃とあり  
ゆるは先親の賜物よ増加して有るある  
が故よ勤番とありし事いふとあくは賜  
れ有るをいふ本國ハ扶助すなり但し  
本國ありハ録の半と失ふなり似れとも  
妻子よ於てハ家するのともて公務あり

ねがひなきも一年の生計は立りな  
親族の助けもあるなまの祇役の人  
徳素と第一より賜物の有るを費すな  
りらざるを肝要とすな先規の通  
この勤番の不足を本國より仰ひ奉  
仕するに故より在勤に借財加ふ  
仕するに故より在勤に借財加ふ  
この常情あり此采物三着四を  
大よ人心と得なまあり又着望下  
無役の輩家督十分一と減し五十石

と限らずな一並医師の家督十分一を減し  
二十人分を限らずな一併一医師の家督十分一を減し  
賜ふことを止め役料をよめて年數勤功  
金あるを賜ふな一假令はなま一邦内  
三十人分を百五十石の役料より  
ハ二十人分を三百石の役多とし番医ハ  
邦内二十人分を百石に下り四十人分を三  
百石とし一並医師ハ邦内十人分を五十石  
に下り二十人分を百石とし一役料のふ  
とよめな一俗医より録の大



か子因らず勤番定府を患ひあるところ  
る處一又着望以上急義長子家督い寸分  
と減ずる處一又有役の諸士知行一年と頂  
毛ある土代ハ勤役中役料る半減仕る米直  
一石廿九人分の別と云へ後す處一又阻板  
の收草器量ある者ハ一代付分りて石は  
處一二代と行る者ハ代に付る處一  
存のどく一五に戸の諸士、役る半減と後  
すめハ是迄の儀は都合力扶給へ命り莫大  
の石數とある處一是るめハ米金に文せめ

平人分り  
ろ人分り  
金代分り  
分り  
三  
二

増減ある處一

不代ハ平現未扶給る方の録と減するハ  
金數後一ろ子増減ある處一是る米  
三十石以上の切未扶給る石廿九分の  
別と云へ人分り一平年六  
石半石金代後一平年六石金を止  
む處一は平儀の者ハ平知何程減ずると  
も儀はる合力扶給へ命り減す  
す處一は平儀の者ハ平知三分後り  
ありハ平儀の者ハ平知四分後りあり

但しに産後の者は商人の下たりも養後  
 持合の持お賜はる者ハ平知城少更分  
 以上と同所なる者ハ又東價のる下本國  
 ハ十俵七切より廿切迄に多ハ其更廿平  
 より其石之半迄の代金と増減其價  
 の貴き時ハ其石の半石金代とし  
 内定ハ四より五りの後りとあり一四の  
 三合五り三石の石ハ三分の後りとあり  
 四合五石の石ハ三分の石  
 五分三石の石ハ三分の石  
 六分五石の石ハ三分の石  
 現米ハ千石以上  
 三分後五石以上  
 三合五り三石以上  
 四分五石以上  
 五分三石以上  
 六分五石以上  
 定の現米ハ千石以上

百分の二と三と納むべし凡そ邦内百万  
 石ありんば五十万石を公領とし百分の  
 二一石を曲辰民より納め有後の臣共  
 五万石より五千石を納め無役の臣共  
 五万石より百分の三七千五百石を納む  
 る所ハ通計二月二千五百石とあり百俵  
 百印の定價より五千兩る世更とあり  
 るに地金子を邦内、百印一分は貸し附け  
 邦内の者は其給一ヶ月の利方とあり年々  
 倍加して十ヶ年より滿るは十ヶ年あり

能のふるふあるをいひて若一十ヶ年一のゆ  
以子信あるゆい不足の金子ををた農富  
商よりゆきしむをい新のどくお千  
ヶ年一と行てを偽室北方毎子満るゆい  
信名を免一ニ百印一の利をて五ヶ年一  
貸しとあをいゆるゆい國議をゆめ  
借士一統のまをい降くあり

新田  
救民略記

新田と云く時ハ古田と廢するが故ハ益ありと  
いハ海を埋め山を崩し田地とあるゆいのこと  
荒田を真するゆい非ざるをい荒田多  
きハ乏りのゆありて農民離散するゆい  
い國君賦用定りてを真民を救ゆま  
ゆい幾多きゆい荒田をい復せむを  
きと善政といふをいされば羽越後宮の  
を真民我封ゆま来りて荒田を真する者

農具と与つて三四年ハ年貢を納めず諸  
地より新田を開闢しむるを美するあり然  
るに庄川の貧民先年より多く来りて  
農作業を妨めしに之國を以て國民の地  
邦の如きと嚴禁せしが近來ハ之禁を弛  
るめし懐柔せしむりて故に貧民他國より  
きて三年一五年一七無年貢の地を耕作  
して之利を貪り貢米を納むるに及ん  
て本上より帰ることをあれば他國より之を家産

と云ふものありとあり抑邦の古  
田を耕す農民ハ年貢米買上米の嚴禁  
あるに困む貧民多く離散する者あり  
と云ふものあり近來君上の財用乏しくぬる  
所ありたるに盜臣汚吏と廢し潔白  
廉直の臣を用ひ給ふが故あるなり然る  
に貧民多く離散する者あるに何れ  
よ人潔白と過る所の刻薄と云ふが故あり  
盜臣汚吏の農民より贈賄と云ふに懲む

庵きりありあれども曲辰民子たる潔白の臣は  
三殿を以て貢と納めらるるに比すればおほき  
難儀なるを<sup>上</sup>又買米と曰制のどく  
郡村の米價より一分と二分と貴く  
買ふぬ民の存たるを<sup>上</sup>常價より  
一分と二分と賤く買ふぬ民の愁心なり  
於るは曲辰民子私の互市を嚴禁し夏  
米の升子賤價と云て買米と云て武江、  
運漕する石數一俵より多きを<sup>上</sup>

計とあるは國君と云ふして賤用と云ふ  
に一旦の利いあれども國子多負民を多く  
ありて<sup>上</sup>離散する者もあれは即ち<sup>上</sup>根  
本と失ふ<sup>上</sup>似たり取衣飲の臣あらん<sup>上</sup>  
空しく<sup>上</sup>監臣あれといつる倍も且て<sup>上</sup>の<sup>上</sup>  
みや<sup>上</sup>凡ゆる政事明察を<sup>上</sup>是るぬ<sup>上</sup>人民散  
し<sup>上</sup>易く<sup>上</sup>こと水の<sup>上</sup>倍<sup>上</sup>魚の<sup>上</sup>倍<sup>上</sup>  
が<sup>上</sup>と<sup>上</sup>但し<sup>上</sup>政<sup>上</sup>の<sup>上</sup>寛<sup>上</sup>猛<sup>上</sup>お<sup>上</sup>濟<sup>上</sup>ら<sup>上</sup>と<sup>上</sup>  
貴<sup>上</sup>ら<sup>上</sup>とい<sup>上</sup>つ<sup>上</sup>も<sup>上</sup>寛<sup>上</sup>大<sup>上</sup>ある<sup>上</sup>と<sup>上</sup>江<sup>上</sup>海<sup>上</sup>の<sup>上</sup>ど<sup>上</sup>

又味増成重おかしき事ごとく何を人民  
繁殖して離散する處ありすさ水は古田と  
耕すを負民と救ひて仁あるを争はる上  
と親戴せしむるぬ新田と負民を  
の民と朝たりと徳化を仰ぎ利と射  
て本土より帰る心を生ぜず終はる國議  
あるを重きありぬるを徳は仁あるを争は  
是より苛政を行ひて他國の民を肥し自  
の民を瘦しむるに似るぬ前記

君と臣と下と會ふ事と同一趣あり  
有若の徳は百姓口之君孰與不口之百姓  
不足君孰與不足とあるは法は當然の  
理と思ひ傳ふあり  
第一赤子養育未は主徳あると負民は君  
第二赤子養育未は主徳あると負民は君  
上よまをさるる子なきを由りて氣ぬるが  
けは子なきは法あるを重きし第二土民の



四上浪人の人さる別と定め陪臣家来分  
山伏等の人別する者と正し定數の外  
新規の人さる別と増すものと<sup>二</sup>廢禁<sup>一</sup>  
廢<sup>一</sup>又江戸人足と半減<sup>一</sup>近江常陸  
下總等の土民を<sup>一</sup>公賦金半<sup>一</sup>さ<sup>一</sup>い<sup>一</sup>ん<sup>一</sup>え<sup>一</sup>あ<sup>一</sup>な<sup>一</sup>お<sup>一</sup>後  
才<sup>一</sup>廢<sup>一</sup>又買石の價郎村の定價より二分と  
増し<sup>一</sup>在の互市と寛宥さす<sup>一</sup>廢<sup>一</sup>於<sup>一</sup>る<sup>一</sup>的<sup>一</sup>土民の  
人<sup>一</sup>減<sup>一</sup>少<sup>一</sup>せ<sup>一</sup>ず<sup>一</sup>し<sup>一</sup>漸<sup>一</sup>々<sup>一</sup>繁<sup>一</sup>殖<sup>一</sup>し<sup>一</sup>定<sup>一</sup>躬<sup>一</sup>民<sup>一</sup>少<sup>一</sup>  
に<sup>一</sup>及<sup>一</sup>ぶ<sup>一</sup>廢<sup>一</sup>





